旧優生保護法補償金等の相談・請求・認定の状況（令和８年８月末）

相談件数

○　法施行直後の令和７年１月は全国で1,322件の相談があったものの、月ごとに見ると減少傾向にあり、令和８年８月には220件となっている。
○　被害にあわれた全ての方に補償を届けるという観点から、一層の周知・広報が必要。

旧優生保護法補償金等の相談件数の推移

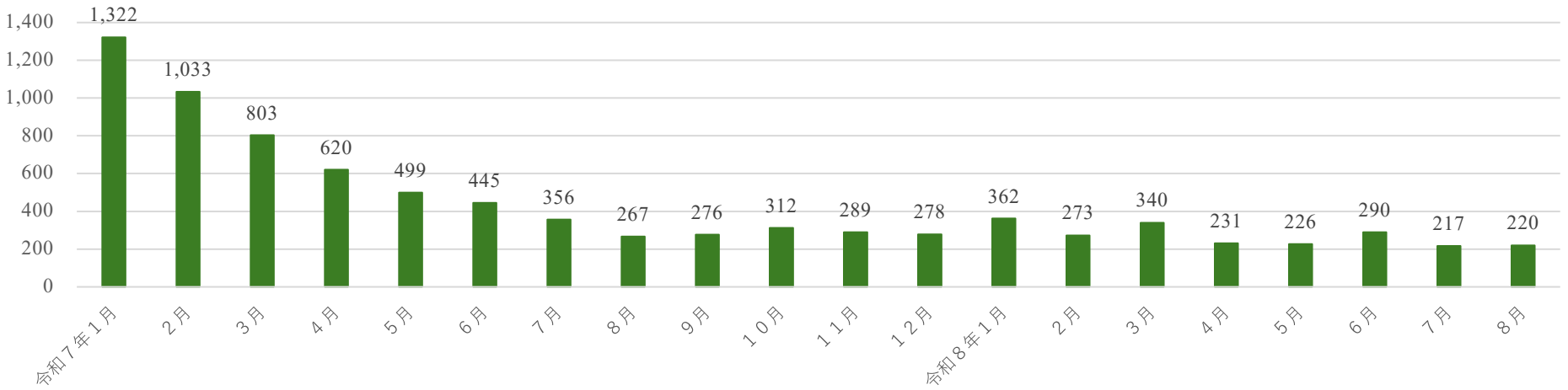

旧優生保護法補償金等の相談件数の推移（累計）

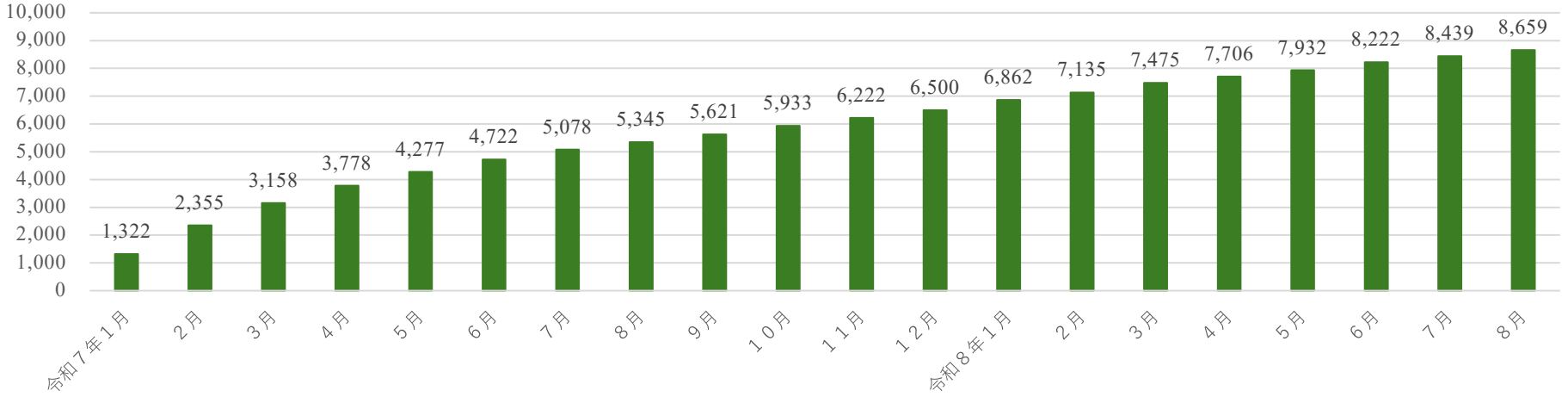

請求件数

○　令和７年２月が491件と一番多くの請求があったが、令和８年８月には35件となっている。
○　法施行直後に多く提出されていた、一時金既受給者の請求が少なくなってきたことに伴い、請求件数も減少傾向にあり、さらなる請求につなげるための取組が必要。

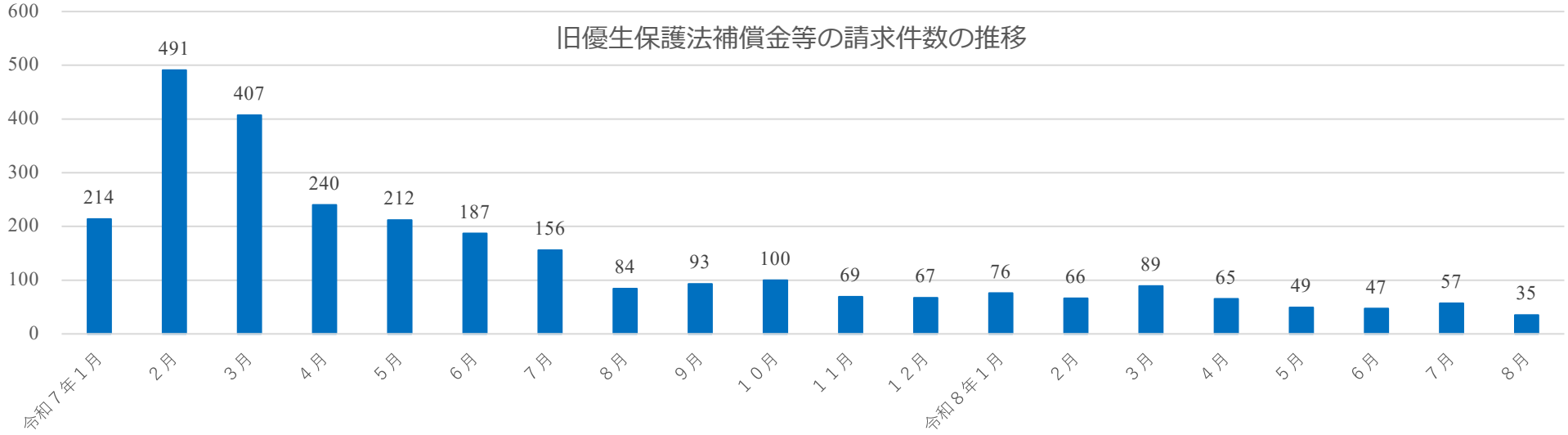

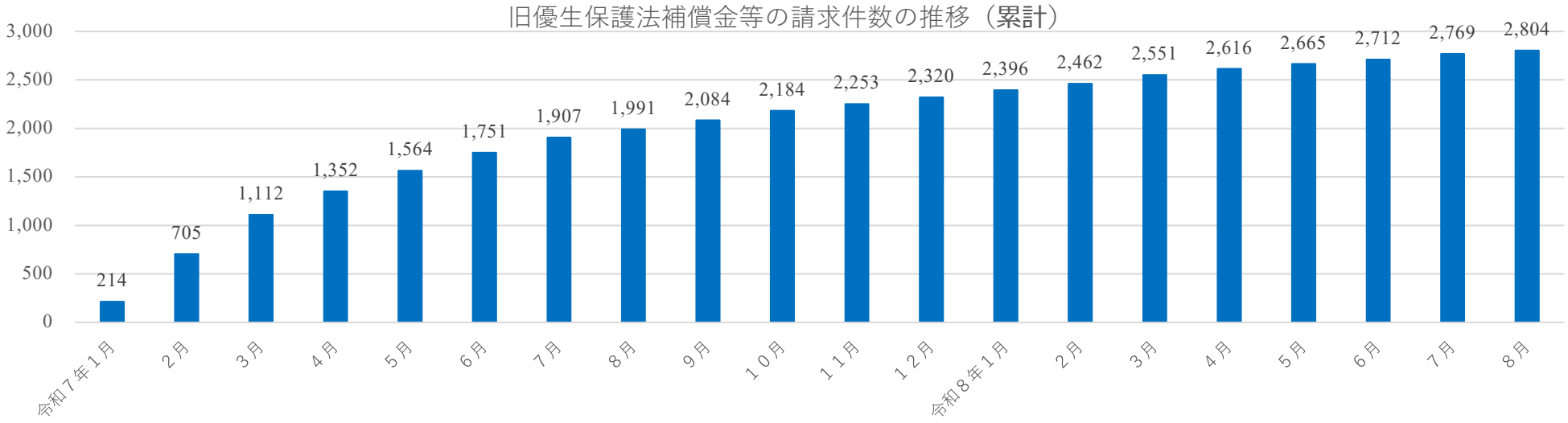

※補償金・優生手術等一時金認定審査請求及び人工妊娠中絶一時金認定審査請求を合わせた件数

認定件数

○　令和８年８月の認定件数は28件となっており、累計では2,028件となっている。
○　補償金等の支給対象者であることが明らかな場合以外は、月１回程度開催する、補償金・優生手術等一時金認定審査部会と人工妊娠中絶一時金認定審査部会の審査結果に基づき、認定手続き等を進めている。

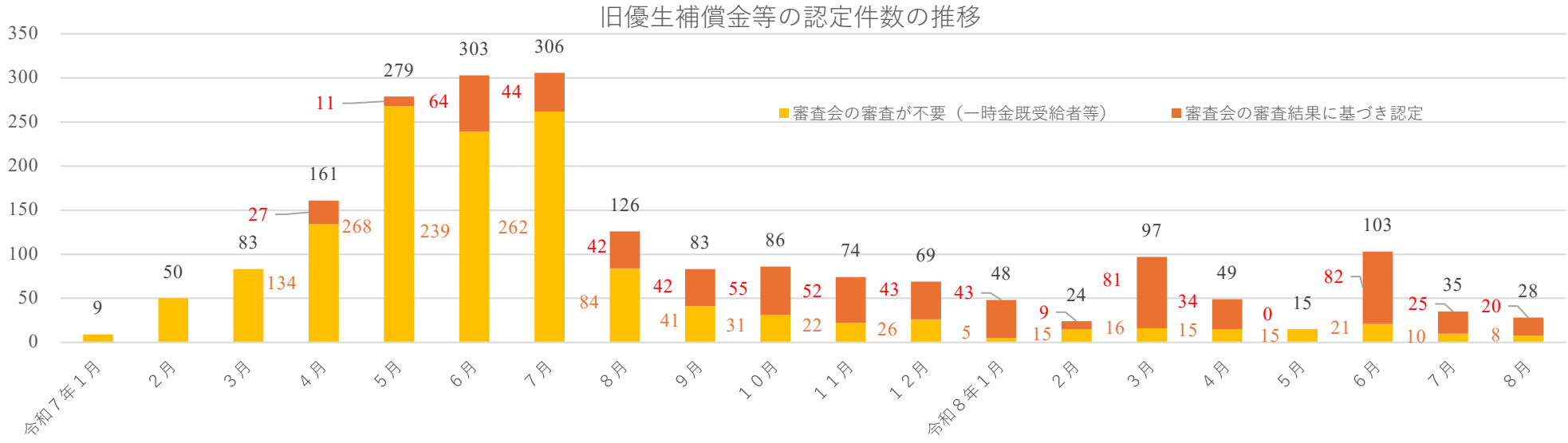

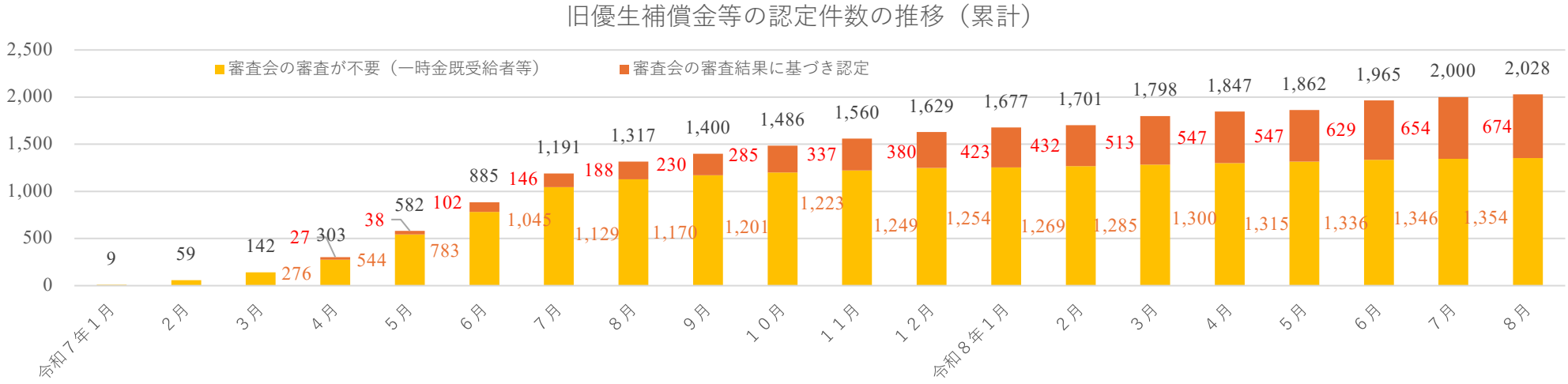

※補償金・優生手術等一時金認定審査請求及び人工妊娠中絶一時金認定審査請求を合わせた件数

旧優生保護法補償金等の請求処理状況

○ 補償金等の認定審査については、制度施行当初と比べて書類や当時の情報が乏しいケースが増加していることにより、請求受付から認定までの処理期間が長期化してきている。

○ 本年8月末時点の状況は下表のとおり。

（※）ただし、「請求書の書類不備」や「審査会に一度諮ったが追加の情報を求められたこと」により自治体に照会中のものを除くと、12か月以上は0件、6～12か月は73件、3～6か月は52件である。最大で受付から1年半程度経過している請求もあるが、これらはいずれも必要な書類の提出を依頼中のもの。

●本年8月末時点の状況

請求受付からの期間	未決定	審査会審議待ち
～3か月	66	62
3～6か月	53	52
6～12か月	91	73
12か月以上	12	0
計	222	187

※ こども家庭庁で申請書を受け付けた日からの起算

※ 左記は同一の審査部会で処理している「補償金」と「優生手術等一時金」の件数。この他、別の審査部会で処理している「人工妊娠中絶一時金」があるが、補償金等の審査結果を待っている案件を除けば、6か月以内が1件で、残りは3か月以内となっており、滞留はしていない。

※ 左記は「重複」を排除した件数。（同一の請求者が「補償金」と「一時金」を請求している場合や、同一のケースに対して「本人」と「配偶者」が請求しているケース。審査部会では同一ケースとして一括で審査される。）

【内訳】

書類不備 基本的な書類（戸籍など）が不足しており、提出待ち	2件
情報不足 審査会に諮ったが追加書類の求めがあり、提出待ち	１０件

本年9月より、毎月開催している認定審査会の開催時間を3時間から**4時間に延長**することにより、受付から長期間経過している請求の解消を図る。具体的には、**年度内に、6か月以上経過している請求の解消**を目指す。